西尾市地域防災計画別冊 水防計画編

(令和5年度修正)

西尾市防災会議

目 次

第	§ 1	章	総	則
	第	1節		的····································
	第	2節		語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
	第	3節	i 水	防の責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第	§ 2	章		組織
	第	1節		での水防組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
	第	2節	i 消	防機関の担当水防区域並びに巡視責任者・・・・・・・・・・・・・・・・5
第	3	章		施設
	第	1節	i 水	防倉庫及び水防資機材・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
	第	2節	i 水	防倉庫箇所図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
	第	3節	i 通	信連絡及び非常輸送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
第	§ 4	章		水防箇所
	第	1節		要水防箇所とその措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
	第	2節	i 重	要水門、陸閘等とその措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
		3節	i 低	:地域の分布状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 7
第	§ 5	章		警報
		1節		防警報伝達系統・・・・・・・・1 8
	/ 1 -	2節	i 水	防警報発表受報様式・・・・・・・・・・1 9
第	§ 6	•		:予報
		1節		:水予報伝達系統・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		2節		水予報発表受報様式······2 0
第	§ 7	•	水位	情報の周知
		1節	i 水	位情報の周知を行う河川及びその区域・・・・・・・・・・・・・・・・・2 1
		2節		位情報伝達系統・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
		3節		位情報等発表文例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
第	8	-		活動
		1節		象等の観測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 4
		2節		防機関の出動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 6
		3節		視及び警戒とその措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
		4節		門、陸閘等の操作・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
		5節		防作業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 8
		6節		防信号及び水防標識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 0
		7節	」	壊等の通報並びに決壊後の処理・・・・・・・・・・3 1
***		8節		防解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 2
第	§ 9			機関等の協力応援
		1節		援及び応援等の相互協定・・・・・・・・・・・・・・・・3 3
***		2節		川管理者の協力事項・・・・・・・3 3
第		0章		防訓練等
		1節	水土	防訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 5
		2節		用負担と公用負担・・・・・・・3 5
	第	3節	水	防報告と水防記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 6

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号)及び災害対策基本法(昭和36年 法律第223号)並びに愛知県水防計画の定めるところにより、市内各河川、海岸等 の洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するこ とを目的として、水防に関し必要な事項及び具体的な実施要領を定め、水防活動の 万全を期するものである。

第2節 用語の定義

○西尾市防災会議

災害に対する防災体制を確立するとともに、災害対策の迅速円滑なる実施及び 関係方面の緊密なる相互協力を図るため、災害対策基本法に基づき設置する機関 をいう。事務局は、市危機管理局危機管理課に置く。

○西尾市災害対策本部

災害対策に関する一元的体制を確立し、防災、災害救助、災害警備、災害応急復旧等の措置を迅速かつ強力に実施するため市内に災害が発生した時又は災害が発生するおそれがあると市長が認めたとき、災害対策基本法に基づき設置する組織をいう。

〇西尾市水防本部

市内における水防活動を統括するために設置する組織をいう。

○西尾市水防本部長西尾市長をいう。

○指定水防管理団体(知事指定) 西尾市をいう。

○水防管理者

水防管理団体の長である西尾市長をいう。

○消防機関

西尾市消防本部及び西尾市消防団をいう。

なお、西尾市においては、平成28年度の機能別消防団設置に伴い、水防団は 解団、消防機関が従前の水防団の任務を担う。

○消防機関の長消防長をいう。

○水防警報

国土交通大臣及び知事から発せられるものをいう。

洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められたとき、その 被害防止のために水防管理者におこなわれる発令をいう。

○洪水予報

名古屋地方気象台と中部地方整備局の共同で発令されるものをいう。洪水のお それがあると認められるとき、その状況を周知するために行なわれる発令をいう。

第3節 水防の責任

1. 水防管理団体の責任

常に気象状況に注意し、暴風雨又は洪水、高潮のおそれがあるときは市内の水防を十分に果すべき責任を有する。

2.一般住民の義務

常に気象状況、水防状況等に注意し、水害が予想される場合は進んで水防活動に協力しなければならない。

第2章 水防組織

第1節 市の水防組織

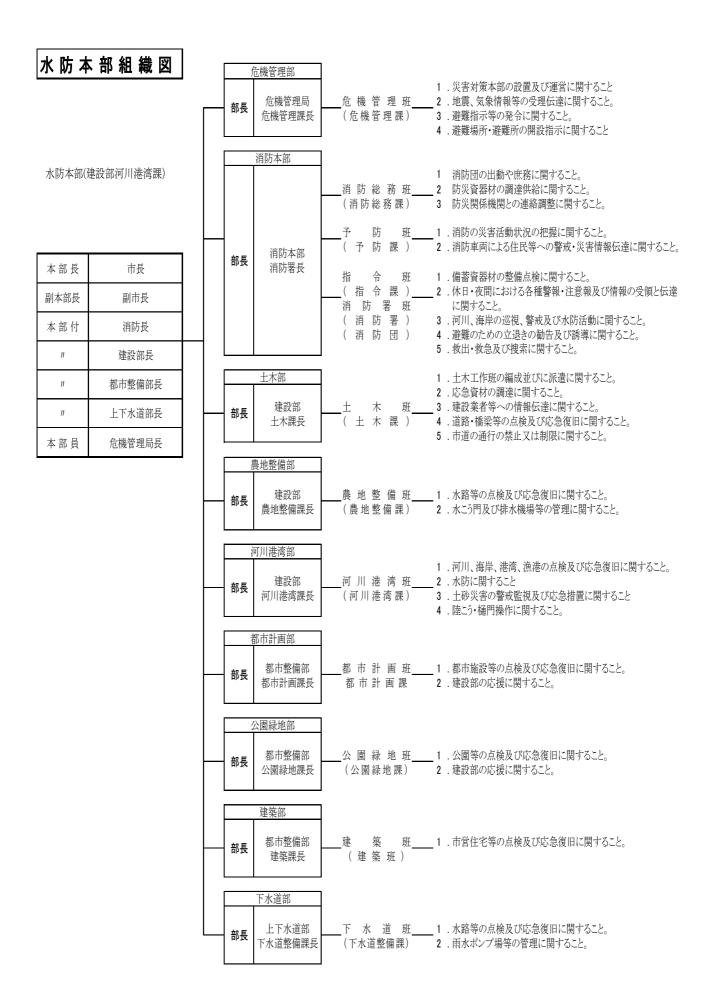
1. 水防本部の組織

西尾市水防本部は西尾市災害対策本部が設置されるまでの組織として、西尾市 災害対策本部条例に基づき設置する災害対策本部各部班のうちで、水防活動に特 に関係の深い部班をもって編成する。また、市長を本部長とし、水防業務統括の ため、本部を市建設部河川港湾課に置く。

2. 水防本部各班の所掌事務

水防本部に属する者は、責任の重大さを自覚し、常に気象、水位状況等に注意し 水防業務の完全な遂行に努めなければならない。

水防本部各班の所掌事務は、別図「水防本部組織図」(P4)のとおりとする。



第2節 消防機関の担当水防区域並びに巡視責任者

西尾地区

河川·海岸名	区域	堤防延長	消防機		巡視責任者
1:47:11 1AP/1 - EI		ALMAEK.	消防団	消防署	~ 加英压日
矢作古川 (右岸)	自 志貴野町 至 寄近町古川橋	4,500 m	ハツ面分団 花ノ木分団	本署	
矢 作 川 (左岸)	自 志貴野町 至 上町地内上塚橋	5,200 m	西野町分団		
矢 作 川 (左岸)	自 上町地内上塚橋 至 奥田町矢作川と海岸交点	8,200 m	中畑分団 平坂分団		
海 岸 平坂港	自 南奥田町矢作川と海岸交点 至 平坂港を経て堀割川旧名鉄三河線鉄	9,600 m	平坂分団	西分署	
海 岸 寺津漁港	自 中根町北浜水門 至 平坂入江附近	5,650 m	寺津分団		
矢作古川 (右岸)	自 寄近町古川橋 至 笹曽根町と一色町境	6,050 m	福地南部分団	本署	
北浜川	自 深池町地内 至 刈宿町地内刈宿橋	5,500 m	福地北部分団	. –	
須 美 川	吉良町岡山を除く須美川全域	5,300 m			各署所長
深篠池	家武町	113 m			
小 草 池	家武町	157 m	室場分団		
広田川	自 駒場町地内駒場橋 至 花蔵寺町	3,300 m			
広田川	自 上羽角町 至 駒場町地内駒場橋	4,950 m		東出張所	
矢 作 川 (左岸)	自 高落町至 小島町	7,950 m	三和分団		
矢作古川 (左岸)	自 小島町 至 花蔵寺町	7,300 III			
安藤川	安藤川全域	6,100 m			
矢 作 川 (右岸)	米津町	2,000 m	米津分団	北出張所	
朝鮮川		3,000 m			

消防機関の担当水防区域並びに巡視責任者

一色地区

河川•海岸名	区	域	堤防延長	消防機	関	巡視責任者	
何川*(#)千石		坝	矩例延衣	消防団	消防署	巡倪貝怔有	
古川東部幹線水路	松木島·大塚		2,300 m				
一色海岸(真野地区)	千間~生田		171 m				
一色海岸(生田地区)	生田		1,512 m	一色東部分団			
矢作古川(右岸)	大塚~千間		4,130 m				
一色漁港海岸	生田~小薮		2,305 m				
口/mreny/干	工田 万級		2,000 m	一色中部分団	一色分署	一色分署長	
一色海岸(細川·小薮地区)	小藪~細川		2,252 m				
	13 300 MH/1		2,202 m				
一色海岸(細川地区)	大岡	大岡		一色西部分団			
北浜川(左岸)	開正·治明		890 m				
佐久島漁港海岸	佐久島		8,386 m	佐久島分団			
一色海岸(佐久島地区)	在 八面		3,010 m	在 外面刀凹			

吉良地区

河川·海岸名	区域	堤防延長	消防機	関	巡視責任者	
何川* (#) [[] [] [] [] [] [] [] [] []	D	堤奶延衣	消防団	消防署	巡院貝任有	
広田川(左岸)	岡山~下横須賀	3,400 m				
須美川(左岸)	岡山	1,700 m	吉良第1分団			
矢崎川(右岸)	宮迫~酒井	4,570 m	日区第1万凹			
矢崎川(左岸)	津平~酒井	4,795 m				
矢作古川(左岸)	八幡川田~荻原	1,140 m				
広田川(左岸)	八幡川田	540 m	吉良第2分団	吉良分署	吉良分署長	
矢崎川(右岸)	荻原•饗庭	1,800 m	百尺第2万凹	口及刀名	日民刀名民	
矢崎川(左岸)	饗庭	1,860 m				
矢作古川(左岸)	大島·吉田	2,800 m				
矢崎川(右岸)	吉田	1,680 m	吉良第3分団			
矢崎川(左岸)	小山田~白浜新田	1,400 m	百段第3万凹			
吉良海岸	宮崎~吉田	8,333 m				

幡豆地区

河川•海岸名	区	域	浅 堤防延長 消防	消防機	関	巡視責任者	
例川*(#)千泊		攻	堤防延民	消防団	消防署	巡祝貝任有	
東幡豆港海岸	東幡豆		5,644 m	幡豆第1分団	Ta → V ==		
幡豆海岸(寺部•西幡豆地区)	寺部~鳥羽		5,903 m	幡豆第2分団	幡豆分署	幡豆分署長	
西幡豆漁港海岸	4.500、200		5,905 m	III 立.好 2 万 凹			

第3章 水防施設

第1節 水防倉庫及び水防資機材

1.整備方針

市が設置する水防倉庫及び水防資機材数は、国土交通省及び愛知県が示す整備 基準に基づき整備努力する。

2. 備蓄基準

水防資機材は次表に掲げる基準により備蓄するよう努めるものとする。各数量は、水防倉庫面積 33 平方メートルあたりのものとし、面積により増減するが、強度・機能に優れた代用品がある場合、同じ機能を有するものに限り、表中の資機材に替えてそれらを備蓄して差し支えない。また、平野部・山間部の地理条件により適宜必要性を考慮し備蓄すること。

資機材名	単位	数量	資機材名	単 位	数量
土のう用袋類	袋	5,000	のこぎり	丁	5
なわ・ロープ	Kg	300	おの	丁	5
ビニールシート	枚	100	ペンチ	丁	8
くい木(2m・3m)	本	200	なた・かま	丁	10
鉄線	Kg	100	つるはし	丁	10
ビニールパイプ	本	15	ハンマー	丁	15
鉄筋くい	本	150	クリッパー	丁	3
たこづち	丁	8	一輪車	台	2
掛矢	丁	16	照明灯	台	大型 3
ショベル	丁	30	発電機	台	1

3. 備蓄数量

水防倉庫一覧及び水防倉庫別の備蓄数量は、資料編第 6「救助用施設・設備関係」のとおりとする。

4. 水防管理団体の水防倉庫及び水防資機材整備基準

水防管理団体は水防倉庫を、次の基準により設置するよう努めるものとする。

区	分	基	準
矢作川		水防区域延長1キロメートル	レにつき 1 棟
矢作古川		水防区域延長2キロメートル	レにつき 1 棟
その他の河川 海岸		水防区域延長3キロメートル	レにつき 1 棟

[※]水防倉庫の規模は1棟33平方メートル以上とする。



第3節 通信連絡及び非常輸送

通信連絡の確保は水防活動の根源であって、特に大災害時に発生する停電時の対策の確立と連絡の迅速、確実を期するため発動発電機を併設する無線通信施設の強化に努めるものとする。

また、非常輸送についても水防活動に支障を来さないように平常より手配しておくことが必要である。

1. 市の無線通信施設

市の無線通信施設は県防災行政無線、防災行政無線(同報系)、防災行政無線(移動系)及び消防無線の4系列があり、県防災行政無線は県庁や他市等、防災行政無線(移動系)は防災関係機関等、防災行政無線(同報系)は市民等及び消防無線は消防水防用の連絡に活用する。防災行政無線(県)、防災行政無線(市)及び消防無線の数量等は、資料編第4「通信施設・設備」のとおりとする。

2. 非常通話

水防管理者、消防機関の長、また、これらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のため一般加入電話を優先的に利用することができる。

3. その他の非常連絡

各町内との連絡は、一般加入電話によるほか、消防広報車等を十分活用し、非常連絡によるものとする。また、その他徒歩連絡、手旗、サイレン、掲示板、吹流し等で非常連絡を図る。

4. 非常輸送

市水防本部は避難のための人員輸送及び水防資機材輸送用トラック、舟艇等を確保しておくものとし、その計画については「西尾市地域防災計画」によるものとする。

第4章 重要水防箇所

第1節 重要水防箇所とその措置

市内の河川、海岸及び、ため池(以下「河川等」という。)で、水防上注意を要する箇所は、資料編第2「防災上注意すべき箇所 重要水防箇所」に示すとおりとする。

水防管理団体は、河川等、水防管理関係機関と連絡を密にし、常に当該箇所の現況把握に努め、その水防対策を確立するとともに、予想される危険防止に万全を期す。

1. 評定基準

(1) 国管理区間

国官埋区间			
種別	重要	度	要注意区間
7里 が	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	安任心区间
越 水 (溢 水)	計画高水流量規模の洪水の水 位(高潮区間の堤防にあっては 計画高潮位)が現況の堤防高を 越える箇所。	計画高水流量規模の洪水 の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)と現況の 堤防高との差が堤防の計画	
	心がしる日 //1。	余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 消防機関等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障(被災があり、ないないできるとれる箇所。 堤体の変状がないできるもれていないが、集中していないが、集体の変状がないが、集中したの変状が集中がある箇所の機能に支障(被災ないが、場所の変ができる場所の変ができるものできるが、場合の変ができるものできるが、場合の生じれるのでできるが、場合のと考えるものできるが、といるのと考えるをできるが、といると考えるものできるが、といると考えるものできるが、といると考えるものできるが、といると考えるものでは、というには、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	

種別	重要	度	要注意区間
(地)	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	安住总区间
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 消防機関等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	場でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河 床が深掘れしているがその対策 が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工 作物の突出箇所で、堤防護岸の 根固め等が洗われ一部破損して いるが、その対策が未施工の箇 所。 波浪による河岸の決壊等の危 険に瀕した実績があるが、その 対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面 の河床が深掘れにならない 程度に洗掘されているが、そ の対策が未施工の箇所。	

種別	重要	度	要注意区間
(埋) 万门	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	安住总区间
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工 作物の桁下高等と計画高水 流量規模の洪水の水位(高潮 区間の堤防にあっては計画 高潮位)との差が堤防の計画 余裕高に満たない箇所。	
工事施工	なる回7/10		出に場するというでは、おりますが、おりますが、おりますが、おりますが、おりますが、おりますが、おりますが、おりますが、おりますが、おりますが、おりますが、おりますが、おりますが、おりますが、おりますが、
新 堤 防 • 破 堤 跡 • 旧 川 跡			新堤防で 築造後3年 以内の 所。 破堤跡又 は旧川跡の 箇所。
陸閘			陸閘が設 置されてい る箇所。

(2) 県及び市町村管理区間

区分		重	要	性	選定理由
番号	5 別	A水防上最も重要な区間	B 次に重要な区間	C やや危険な区間	(例示)
1	堤防髙・河川	計画高水流量に対して計画のでは計画のでは計画をはいますのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	計画高水流量に対して計画場が高が 1/5 ~1/2 の場が 1/5 ~1/2 の場合であり計画高水流量を疎通せしめる。 量を疎通せしめるまには危険な間の堤防の堤防の堤防の堤防の場所の場所の場所の場所の場所の場所の場所の場所の場所ののの、対計画のの、対計画のの、計画のの、対計画を上回るものの、計画を上回るものの、計画を上回るに満たない。	計画高水流量に 対して計画堤防余 裕高が 1/2 以上 であり計画堤防余 裕高より低い箇 所。	• 堤防高不足
	堤防高 海岸	設計高潮位が現 況の堤防高を越え る箇所。	現況の堤防高が設 計高潮位を上回るも のの、著しく設計堤 防高に満たない箇 所。		・堤防高不足
2	堤 防 断 面	一連の堤防のうち計画場に断断面である箇所。または、堤防のが狭面を関係をは、堤防がが大地であるのが、水のでは、地域のが、水のでは、地域のが、水のでは、地域のが、水のでは、地域のが、水のでは、水のでは、水のでは、水のでは、水のでは、水のでは、水のでは、水のでは	一連の堤防のうち 計画堤防断面に対し て断面が狭小である 箇所。または、堤防 の上端幅(天端幅)が 狭い箇所。(堤防断面 積あるいは堤防の上 端幅(天端幅)が計画 の2/3以下の区間)。 パラペットが設置されており、そのある が30cm未満の箇 所。		 ・堤防断面不足 ・堤防の上端幅(天端幅) ・パラペット

区分	種	重	要	性	選定理由
番号	別	A水防上最も重要な区間	B 次に重要な区間	C やや危険な区間	(例示)
		堤体あるいは基	堤体あるいは基		・堤体土質軟
		礎地盤の土質が軟	礎地盤の土質が軟		弱
		弱で法面が急勾配	弱である箇所。土質		• 基礎地盤軟
	堤	である箇所。法面の	等により、法面崩		弱
	17-1-4	急勾配等により、法	壊、すべり、沈下等		・法面不良
3	防	面崩壊、すべり、沈	が予想される箇所。		・水衝部の新
	強	下等の実績がある	新堤で完成後3年		堤防
	124	箇所。水衝箇所の新	以下で安全面に不		・新堤防
	度	堤で完成後3年以	安が感じられる箇		
		下で安全面に不安	所。		
		が感じられる箇所。			
		 堤体あるいは基	 漏水の実績があ	漏水等の不安が	・漏水実績、お
	\ <u></u>	礎地盤より漏水の	り、これに対して応	考えられる箇所。	それ
4	漏	実績があるもの又	急措置を講じられ	うたりないの回川。	CAU
4	水	はその恐れが十分	た箇所。		
	/10	ある箇所。	70回//10		
		水衝部において、	水衝部において、		•水衝部破堤実
		低水護岸等が度々	低水護岸や高水護		績
		破損され、あるいは	岸があるが完全と		•水衝部低水護
	水	破堤、破堤寸前程度	は考えられない箇		岸破損
5		までの実績がある	所あるいは護岸等		•水衝部護岸老
	衝	もの。	が古くなって効用		朽
			が著しく減じてい		
			る箇所。		

区分	種	重	要	性	選定理由
番号	別	A水防上最も重要な区間	B 次に重要な区間	C やや危険な区間	(例示)
6	()	A水の 場合 場合 場合 場合 との にの にの にの にの にの にの にの にの にの に	图 次に重要な区間 低水路の洗掘)が 深掘れ(洗掘)の 掘れ(洗河)の 大で水上で がで水して の根では で水で水が で水がでいますが のを が予想される のが予想される のがでいます。	て やや危険な区間	・河岸深掘れ (洗掘)・河床深掘れ (洗掘)・河岸波浪
		のを含む。			
7	工事施工	国債工事等でやむくは、 を超門、樋管等ののは、 を施工中のもので場所をではいるではでいるがではですがですがです。 に伴い一時ができますができます。 に伴い一時ができますができます。 される場合。	樋管、橋台等施工 箇所で堤防護岸が 未施工の箇所。		・工事中
8	工作物	取水堰、樋門、樋 管等の堤防横断工 作物で設置時期が 古く、不等沈下、漏 水等により不慮の 事故が予想される 箇所。 陸閘が設置されて いる箇所。	取水堰、樋門、樋 管等工作物の護岸 等の補強措置が未 施工の箇所。		 工作物老朽 球通能力不足 全統高不足 陸閘 補強措置未施工

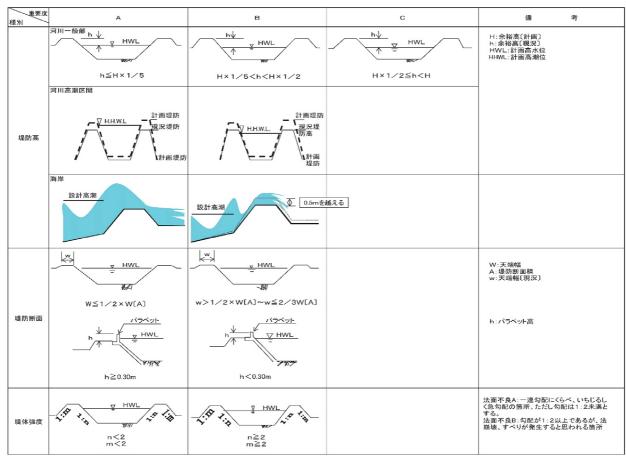
2. 評定基準参考資料

(1) 基本事項

- ア 前記評定基準により種別、重要度、及び選定理由を評定する。
- イ 各種別の考え方は上下流一連の堤防の状況を比較して判断する(左右岸の比較も含む。)。
- ウ 計画高水位は、かならずしも全体計画の値ではなく上記により判断する。
- エ 評定基準日は毎年3月31日現在とし、現在工事中でも工事完了が確実な箇所は対応する。

(2) 参考図

参考図



(3) 評定基準の説明

区分番号	種別	重要度	選定理由	注 意 事 項				
2	堤防断面	f面 B 堤防の上端幅 (天端幅)不足		「堤防断面積」とあるが堤防の上端(天端)幅で 読む。				
			堤体土質軟弱	堤体と基礎地盤の軟弱とする。				
3	堤防強度	度 A・B	堤防斜面(法 面)不良	堤防斜面(法)崩壊、すべり、急激な沈下とする。				
			新 堤	新堤と堤体盛土 (既設堤防の上端(天端)幅の土) とする。				
6	深掘れ	A • B	深掘れ(洗掘)	根固等がなく護岸の基礎工が露出している場合をいう。				
6	(洗掘)	и в	и в	河床低下	河床が全体に低下したことにより根固等がなく 護岸の基礎工が露出している場合をいう。			
		工作物 A	工作物老朽	工作物老朽、不等沈下、工作物の漏水等含む。				
8	工作物		疎通能力不足	堤防横断工作物の疎通能力の不足とする。				
			余裕高不足	橋梁等により余裕高に不足を生じている場合とする。				

第2節 重要水門、陸閘等とその措置

水防上重要な水門、陸閘は、資料編第 2 「防災上注意すべき箇所 重要工作物」に 示すとおりとする。

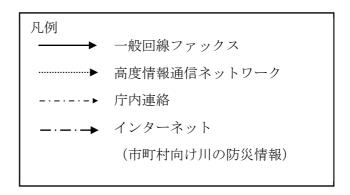
水門、陸閘等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めておかなければならない。特に、水防時においては、適正かつ迅速な操作活動が必要になることから、あらかじめ、当該施設ごとに操作責任者(又は監視人)を定め、水害による軽減防止を図るとともに、その操作状況を必要に応じ、水防管理者に報告するものとする。

第3節 低地域の分布状況

西尾市における低地域の分布については、西尾市標高マップを参照。

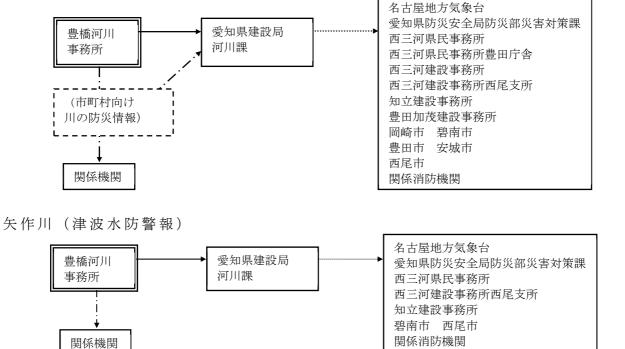
第5章 水防警報

第1節 水防警報伝達系統



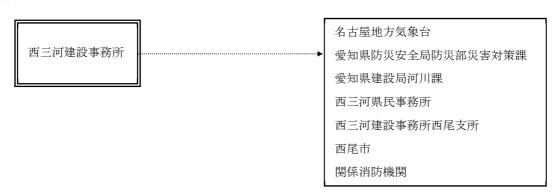
1. 国土交通大臣が水防警報を行う河川

矢作川 (高橋・岩津・岡崎・米津地区)

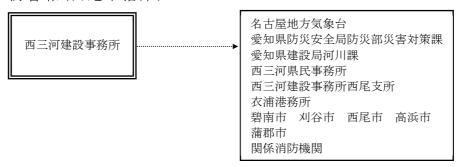


2. 知事が水防警報を行う河川及び海岸

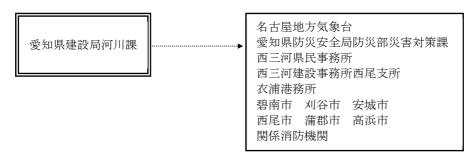
矢作古川



高潮水防警報(西尾市沿岸)



津波水防警報 (愛知県外海、伊勢・三河湾)

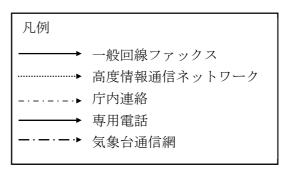


第2節 水防警報発表受報様式

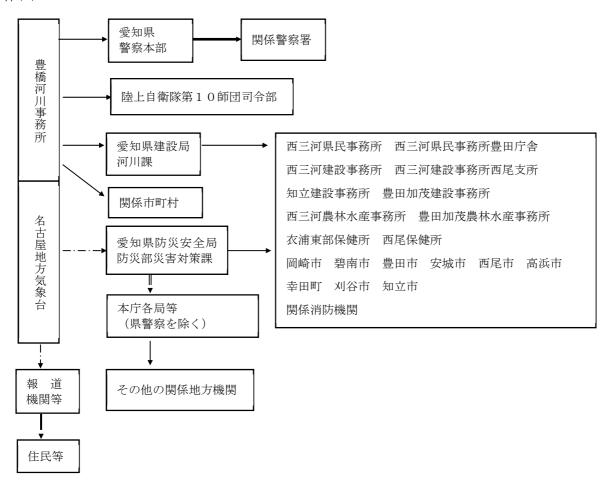
水防警報発表受報用紙は、資料編第 10 様式等「津波水防警報知事発表受報様式」、「津波水防警報国土交通省発表様式」及び「河川水防警報発表受報様式」並びに「海岸水防警報知事発表受報様式」を参照。

第6章 洪水予報

第1節 洪水予報伝達系統



矢作川



第2節 洪水予報発表受報様式

矢作川水系洪水予報用紙は、資料編第10様式等「洪水予報発表受報様式」を参照。

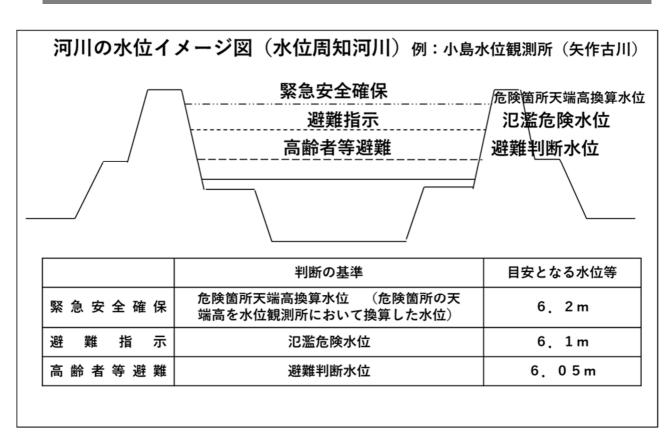
第7章 水位情報の周知

第1節 水位情報の周知を行う河川及びその区域

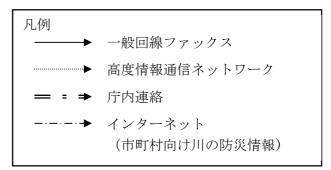
1. 知事が指定した河川

河川名	起点	終点	水位観測所名	避難判断水位
50 160 - to 111	左岸 西尾市小島町 矢作川分流点	\ <i>F</i>	小 島 (左岸 13.3 km付近)	6.05
矢作古川	右岸 西尾市志貴野町	海	上横須賀矢作 (左岸 6.96 km付近)	5. 50
즈 川	男川合流点	矢作川 合流点	大 平 (左岸 7.50 km付近)	3. 10
広田川	柳川合流点	矢作古川 合流点	永 良 (右岸 8.90 km付近)	4.60

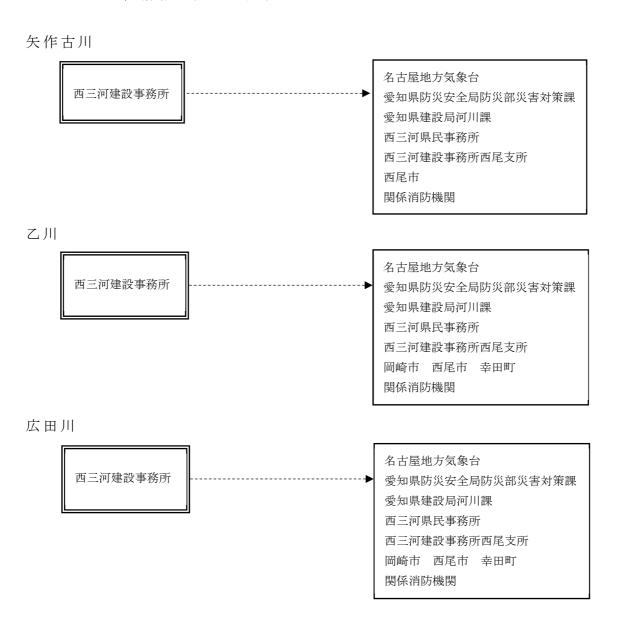
氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位) のイメージ



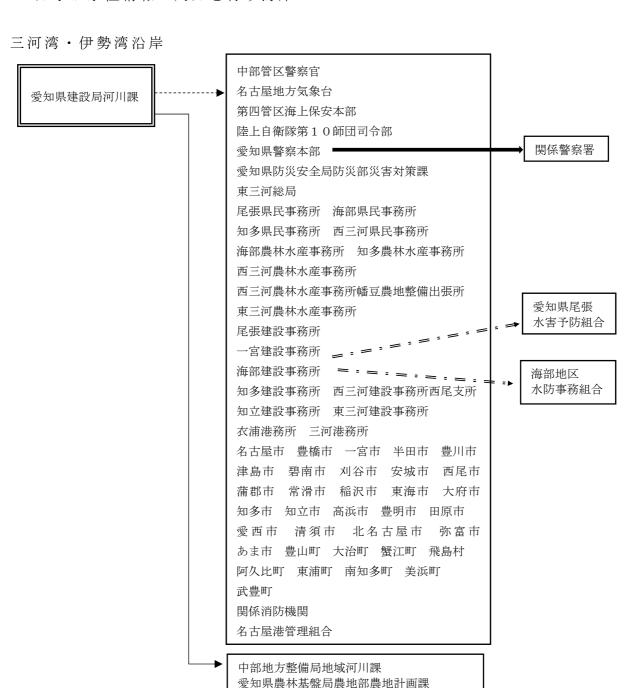
第2節 水位情報伝達系統



1. 知事が水位情報の伝達を行う河川



2. 知事が水位情報の周知を行う海岸



第3節 水位情報等発表文例

水位情報等発表用紙は、資料編第10様式等「水位情報等発表文例」を参照。

愛知県都市 · 交通局港湾課

第8章 水防活動

第1節 気象等の観測

1.雨量観測所

水系名	観測所名	設置場所	管理者	備考
北浜川	西尾	西尾市寄住町下田13 西三河建設事務所 西尾支所 Tel 56-0145	愛知県	新総合通信ネットワ ーク(衛星系)
北浜川	西尾市	西尾市寄住町下田 2 2 西尾市役所本庁舎 Tel 56-2111	愛知県	新総合通信ネットワ ーク(衛星系)
_	一色	西尾市一色町一色伊那跨 5 3 西尾市消防本部一色分署 Tu 72-2110	名古屋地 方気象台	

2. 河川水位観測所

河川名	観測所名	所在地(位置)	水防団 待 機 水 位	氾濫 注意 水位	出動水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画高水 位	堤防高	管理者
矢作川	米 津	米津町渡場 (右岸 9.8 km)	4.9m	6. Om	7.5m	9.9m	10.30m	10.87m	左岸 12.0m 右岸 11.9m	国土交通省
矢作古川	小 島	小島町郷前 (左岸 13.3km)	3.85m	3.85m	4.75m	6.05m	6.1m	ı	8.80m	愛知県
大作百川	上横須 賀矢作	吉良町上横須賀 (左岸 6.96km)	3.8m	3.8m	4.5m	5.5m	5.6m	-	7.70m	发加乐
広田川	上横須賀広田	吉良町上横須賀 (左岸 2.97km)	2.2m	3.5m	4.3m	1	5.6m	-	6.80m	愛知県
	永良	下永良鎮守 (右岸 8.9km)	2.2m	3. 1m	3.8m	4.6m	4.85m	I	6.25m	۵۶۰۰۰
北浜川	北浜	徳永町八ツ田 (左岸 2. 95km)	0.6m	1. 1m	1.4m		1.9m	-	2.60m	愛知県
矢崎川	矢崎川	吉良町寺嶋 (桑原橋上流左岸 5.75 km)	1.99m	2.75m	3. 28m	I	4.46m	ı	5.10m	愛知県
乙川	大 平	岡崎市岡町字 北久保3番地先 (左岸7.60km)	1.65m	2.35m	2.85m	3.10m	3.70m	-	4.90m	愛知県

3. 潮位観測所

海岸名	観測所名	設 置 場 所	管理者	*	堤防高	備考
	一色	西尾市一色町坂田新	愛知県	T. P	T. P	愛知県水防テ
	巴	田築合 一色漁港	爱和乐	3.47m	4.4m	レメータシステム
	形原	蒲郡市形原町港町	愛知県	Т. Р	T. P	愛知県水防テ
三河湾		形原漁港		3.47m	5.1m	レメータシステム
	三河港	豊橋市神野ふ頭町 3-	愛知県	Т. Р	T. P	愛知県水防テ
		9 三河港	发和乐	3.47m	6.0m	レメータシステム
	衣浦港	半田市十一号地	愛知県	Т. Р	T. P	愛知県水防テ
	以 佣 伧	衣浦港	发和乐	3.65m	4.5m	レメータシステム

[※]台風期平均満潮位に伊勢湾台風級の台風による潮位偏差を足した値で設定している。

4. 危機管理型水位計

水系名	河川名	設置箇所	管理者	
		右岸 9.8K		
	矢作川	左岸 6.4K		
		左岸 10.0K	国土交通省	
	鹿乗川	左岸 9.8K		
矢作川		左岸 0.0K		
	矢作古川	大富橋		
		小島橋		
		上横須賀橋	<i>巫 k</i> n 旧	
	広田川	下永良橋	愛知県	
矢崎川	矢崎川	饗庭新橋		
	- 0 M III	宮東橋		
北浜川	二の沢川	亀天1号橋		
	道光寺川	寺西 1 号橋	西尾市	
堀割川	堀割川	中橋		

5. 水防管理団体の事務

愛知県水防テレメータシステム等により積極的に水位情報の収集に努めるものと する。

情報入手先HP

- ・ 国土交通省ホームページ「川の防災情報」(https://www.river.go.jp/)
- ・ 愛知県ホームページ「愛知県川の防災情報」(https://www.kasen-aichi.jp/)
- ・ 「市町村向け川の防災情報」(http://city.river.go.jp/)
- ・ 一般財団法人河川情報センター「川の水位情報」(http://k.river.go.jp/)
- ・ 「西尾市河川防災情報システム」(https://nishio.e-monitor.jp/nishio/)

第2節 消防機関の出動

1. 水防管理者の責務

水防管理者は、消防機関を次に示す基準により、出動準備又は出動を指示し、消防機関の水防活動が迅速かつ適切に実施できるよう確保しなければならない。

2. 準備及び出動の基準

(1) 準備

- ア 気象予警報、洪水警報及び水防警報が発令されたとき。
- イ 洪水及び高潮による漏水、破堤、水があふれる(越水)等の危険が予想されるとき。
- ウ 西尾市地域防災計画に定める氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき。
- エ その他水防管理者が必要と認めたとき。

(2) 出動

- ア 気象予警報、洪水予報及び水防警報が発令されたとき。
- イ 洪水及び高潮による漏水、破堤、水があふれる(越水)等の危険が切迫した とき。
- ウ 西尾市地域防災計画に定める出動水位に達したとき。
- エ その他水防管理者が必要と認めるとき。

3. 準備及び出動の内容

消防機関は、2の基準により水防管理者から準備及び出動の指示があった場合は、 直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、おおむね次の水防活動を行うもの とする。

(1) 準備

- ア 水防資機材の整備点検をすること。
- イ 水門、陸閘等の開閉準備をすること。
- ウ 重要水防箇所を含む水防上の注意箇所のパトロールを実施すること。
- エ その他水防上必要な措置をとること。

(2) 出動

- ア 河川、海岸等の監視警戒を行い、漏水、堤防の損傷等異常を発見したときは、 直ちに関係機関に連絡するとともに水防工法の実施等事態に即応した措置 をとること。
- イ 水防作業に必要な資機材の調達を行うこと。
- ウ 水防作業を行う者に対し、必要な技術的指導を行うこと。

第3節 監視及び警戒とその措置

1. 平常時の巡視

- (1) 水防管理者は、管轄区域内の河川及び海岸について巡視員を設け、随時それぞれの分担区域内を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは豊橋河川事務所又は西三河建設事務所及び西三河建設事務所西尾支所に連絡すること。
- (2) ため池その他水防上重要な施設ついても(1)と同様に巡視し、水防上危険と認められる箇所があるときは西三河農林水産事務所幡豆農地整備出張所に連絡するものとする。

2. 非常警戒

水防管理者は、非常配備体制が発動されたときから河川、海岸及びため池の監視及び警戒を厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として、巡視するものとする。

なお、巡視において特に注意を要する事項は次のとおりである。

- ① 堤防の亀裂、一部流出(崩壊)又は沈下
- ② 漏水
- ③ 越水(堤防からの水のあふれ)
- ④ 深掘れ(洗堀)
- ⑤ 橋梁等工作物と堤防との取付部分の異常
- ⑥ (排・取) 水門(樋門)の扉の締まり具合
- ⑦ 取入口の閉塞状態(ため池に限る)
- ⑧ 流域の山崩れの状態(ため池に限る)
- ⑨ 流入水並びにその浮遊物の状態(ため池に限る)
- ⑩ 余水吐及び放水路付近の状態(ため池に限る)
- ① 重ね池の場合のその上部ため池の状態(ため池に限る)
- ② (排・取) 水門(樋門)の漏水による亀裂及び一部流出(崩壊)(ため池に限る)

異常を発見した場合はただちに豊橋河川事務所又は西三河建設事務所及び西三河建設事務所西 尾支所、西三河農林水産事務所幡豆農地整備出張所に連絡するとともに、水防作業を開始する。

第4節 水門、陸閘等の操作

水門、陸閘等管理者及び操作責任者は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、操作規則を定めている水門、陸閘等の管理者にあっては当該規則に定めた方法で、定めていない管理者にあっては河川等に危険を及ぼさない方法で、門扉等の開閉操作を適切に行う。

管理者は、毎年出水期(6月1日から10月31日まで)に先立ち、門扉の操作等について支障のないよう点検整備を行わなければならない。

また、県から委託を受けた樋門及び防潮扉を異常気象時に操作した時は、遅延なく次の様式により西三河建設事務所西尾支所及び衣浦港務所、消防機関の所管部署に報告するものとする。報告書の様式については、資料編第 10 様式等「異常気象時における樋門及び防潮扉等操作報告(様式)」を参照。

第5節 水防作業

1. 水防工法

水防工法は、発生した事態に適応する工法を正確に判断し、その選定を誤らなければ1種類の工法を施工するだけで成果を上げることが多いが、時には数種の工法を組合せて初めてその目的を達成することがあるため、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わる工法を次々と行う必要がある。

堤防の組成材料、流速、堤防斜面(法面)、護岸の状態、使用材料がその付近で得 やすいか否か等を考慮して工法を選定する。

堤防等の異常状態に対応する工法はおおむね次表のとおりである。

表…水防工法の種類

原因	工法	施工酱所	効 果	工法の概要
深掘れ洗掘)	木流し工	水の流れが急となっている箇所 流水が激しく堤防をたたき、深 掘れ(洗掘)し始めている箇所	流水を緩やかにし、川側 (川表)が崩れるのを防 ぐ。川側(川表)の淀欠け を防ぐ(緩流部)。	樹木に重り土のうをつけ て流し局部を被覆する。
	表シート張り工	川側 (川表) が崩れだした箇所 透水し始めた堤防	川側(川表)の崩壊を防ぐ。 吸い込み口をふさぎ透水 を防ぐ。	川側(川表)の漏水面に防水シート等を張る。
	立てかご工	急流部の川側堤防斜面 (川表法面)、根固めが、深掘れ (洗掘)、 ケ壊のおそれがある箇所	過去に深掘れ(洗掘)等した箇所の、災害の再発を防ぐ。	川側堤防斜面(表法面)に 蛇かごを立てて被覆す る。
亀裂	折り返し工	堤防の上端(天端)に亀裂が生 じた箇所 (粘土質堤防)	竹の弾力性を利用して亀 裂の拡大を防ぐ。	上端(天端)の亀裂をはさ んで両肩付近に竹をさし 折り曲げて連結する。
	打ち継ぎ工	堤防の上端(天端)に亀裂が生 じた箇所 (砂質堤防)	亀裂の拡大を防ぐ。	上端(天端)の亀裂をはさんで両肩付近に杭を打ち、鉄線で結束する。
	五徳縫い工	堤防の居住側斜面(裏法)、ま たは裏小段に亀裂が生じた箇所	竹の弾力性を利用して、亀 裂の拡大を防ぐ。	居住側斜面 (裏法面) の亀裂 を竹で縫い崩落を防ぐ。
	かご止め工	堤防の居住側斜面(裏法)、または裏小段に亀裂や崩れが起こりそうな箇所	堤防の居住側斜面(裏法面)や裏小段の亀裂や崩壊 を防ぐ。	居住側斜面(裏法面)に菱 形形状に杭を打ち、竹又 は鉄線で縫う。
	つなぎ縫い 工(竹)	堤防の上端 (天端) や居住側斜 面 (裏法面) に亀裂が生じてい る箇所	竹の弾力性を利用して亀 裂の拡大を防ぐ。	亀裂部分をはさんで杭を 打ち、竹で結束する。

原因	工法	施工箇所	効 果	工法の概要
漏水	釜段工	堤防裏小段や堤防近くの平場	漏水の噴出口を中心に土 のうを積んで水を貯え、そ の水圧により噴出を抑え る。	裏小段、居住側斜面(裏 法)先平地に円形に積み 土のうにする。
	月の輪工	堤防の居住側斜面(裏法面)に 漏水した水が噴き出している箇 所	土のうを積んで河川水位 と漏水口との水位差を縮 めて水圧を弱め、漏水口の 拡大を防ぐ。	居住側斜面 (裏法) に半円 形に土のうを積む。
± /;	積土のう工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそ うな箇所	水があふれること (越水) を防ぐ。	堤防上端(天端)に土のう を数段積み上げる。
越水	改良積土のう工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそ うな箇所	水があふれること (越水) を防ぐ。	堤防上端(天端)に杭を打ってシートを張り、土のうを数段積み上げる。
堤防から	せき板工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそ うな箇所	水があふれること (越水) を防ぐ。	堤防上端(天端)に杭を打ち、板を杭に釘付けし、背後に土砂又は土のうを積む。
ら の 水	水マットエ	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそ うな箇所	水があふれること(越水) を防ぐ。	ビニロン帆布製水のうを 上端 (天端) に置き、ポン プで水を注入する。
のあ	蛇かご積み 工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそ うな箇所	水があふれること(越水) を防ぐ。	堤防上端(天端)に土のう の代わりに蛇かごを置 く。
ふれ)	裏シート張り工	水があふれる(越水)又はその おそれのある箇所の居住側堤防 斜面(裏法面)	水があふれること(越水) による居住側堤防斜面(裏 法面)の崩壊を防ぐ。	堤防居住側斜面(裏法面) を防水シートで被覆す る。
決	築き廻し工	堤防の川側斜面(表法面)の深掘れ(洗掘)が進んでいる箇所堤防上端(天端)まで崩壊し、幅員不足になりつつある箇所	堤防断面の厚みをつけ、破 堤するのを防ぐ。	居住側斜面(裏法面)に土のうを積む。
壊	杭打ち積み 土のう工	堤防の居住側斜面(裏法面)が 崩れた、又は崩れそうな箇所	居住側斜面(裏法面)の崩 壊を防ぐ。	堤防斜面(法)崩れの下部 に杭を打ち、土のうを積 む。
防止	土のう羽口工	堤防の居住側斜面(裏法面)が 崩れた箇所	居住側斜面(裏法面)の崩 れた箇所を補強し、堤防の 崩れの拡大を防ぐ。	崩壊箇所に土のうを積 み、竹で刺し貫いて、地上 に突き出た竹を縫って固 定する。
	わく入れ工	流れが急流となっている箇所 堤脚の深掘れ (洗掘) が見られ る箇所	急流河川の流れをゆるやかにする。堤脚深掘れ(洗掘)の拡大を防ぐ。	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などを投入する。

2. 水防活動中の心得

- (1) 命令なくして部所を離れたり勝手な行動をとらないこと。
- (2)作業中は私語を慎み終始敢闘精神を以てこれにあたること。
- (3) 夜間など特に言動に注意し、みだりに「堤防から水があふれた(越水)」とか「堤防の決壊(破堤)」等の想像による言動をしないこと。
- (4) 命令及び情報の伝達は特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防活動従事者を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心がけること。
- (5) 滞水時間にもよるが、堤防に異常の起こる時期は、だいたい最大水位の前後である。しかし、堤防斜面(法)崩れ、陥没等は、減水時に生じる場合が多く、最大水位から4分の3程度に減少したときが最も危険である。したがって、洪水が最盛期を過ぎても、洪水が完全に流過するまでは警戒を解いてはならない。

第6節 水防信号及び水防標識

水防信号及び標識は、「水防信号及び標識に関する規則(昭和 31 年愛知県規則第 34 号)」に定めているとおりである。

1. 水防信号

- (1) 出動信号 消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。
- (2) 避難信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

種	別	余いん防止サイレン信号
		約5秒
出	動	
		約6秒
		約3秒
避	難	
		約2秒

備考 信号の継続時間は適宜とする。

2. 水防標識

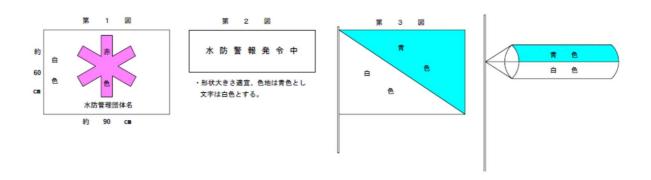
(1)緊急自動車優先通行標識

水防のため出動する水防用緊急自動車(道路交通法の規定に基づき公安委員会の指定を受けたもの)は優先通行を確保するため、第1図の標識を用いるものとする。

(2) 水防警報発令標識

ア 水防警報発令の標識は、第2図、第3図の標識を用いるものとする。

イ この標識は火の見やぐら、その他公衆の見やすい箇所に掲げるものとする。



第7節 決壊等の通報並びに決壊後の処理

1.決壊等の通知

堤防その他の施設が決壊して氾濫又は、氾濫のおそれがあるときは、下図「決壊等の情報伝達系統図」(以下「伝達系統図」という。)により水防管理者又は消防機関の長は直ちにその旨を西三河建設事務所西尾支所又は衣浦港務所、西三河県民事務所、西尾保健所、西三河農林水産事務所幡豆農地整備出張所及び西尾警察署に被害・対策情報をそれぞれ通報し、同時に、氾濫する方向の隣接水防管理者に連絡するものとする。

2. 決壊箇所の処置

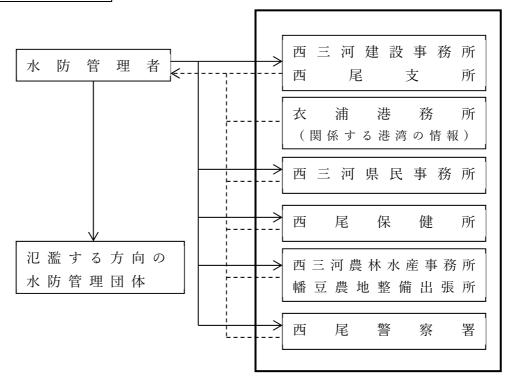
決壊箇所については、水防管理者、消防機関の長及び各地方機関が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

3. 決壊等による被害状況の報告

水防管理者、消防機関の長が決壊や水のあふれ(越水)に起因する氾濫による被害を認知したときは、原則的に愛知県防災システムに入力し県に報告すると共に「伝達系統図」に基づき、人的・住宅被害については、資料編第 10 様式等「人的被害(様式)」により西三河県民事務所及び西尾保健所へ、公共土木施設被害については、資料編第 10 様式等「公共施設被害(様式)」により西三河建設事務所西尾支所、衣浦港務所、又は西三河農林水産事務所幡豆農地整備出張所へ、それぞれ速やかに報告するものとする。

「決壊等の情報伝達系統図」

凡 例		
\longrightarrow	被害・対策情報	
>	指示・対策情報	



第8節 水防解除

水防管理者は、水位が警戒水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は高潮のおそれがなくなり消防機関に水防の解除を命じたときは、これを一般に周知するとともに、西三河県民事務所、西三河建設事務所西尾支所、又は西三河農林水産事務所幡豆農地整備出張所に通知するものとする。

第9章 他の機関等の協力応援

第1節 応援及び応援等の相互協定

1.居住者の義務等

消防機関に属する者は水防活動上緊急の必要がある場合は、警戒区域を設定し、 水防関係者以外の者の立入りを禁止し、制限し若しくは退去を命ずることができる。 水防管理者は水防上やむを得ない必要があるときはその区域内の居住者又は水防 現場にいる者を水防に従事させることができる。

2. 警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、西尾警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。

3.他の水防管理団体の応援

水防管理者は、緊急の場合必要に応じ他の水防管理者、市町村長、消防長に対して応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、所要の機具、資材を携行し応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

4. 自衛隊の応援

大規模の応援を必要とする緊急事態を生じたときは、市災害対策本部長の判断により、自衛隊の派遣要請をするものとする。

自衛隊の応援が決定した場合は、水防活動が十分できるよう資機材の準備等あらかじめ考慮しておくものとする。

第2節 河川管理者の協力事項

1. 国と市との協力事項

国土交通省中部地方整備局長(以下「河川管理者」という。)と西尾市長(以下「市長」という。)は、水防管理団体が行う水防のための活動に必要な河川管理者の協力事項について、次のとおり確認する。

(河川管理者の協力事項)

- 第1条 河川管理者は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水 防のための活動に次の協力を行う。
- 一 河川に関する情報の提供
- 二 重要水防箇所の合同点検の実施
- 三水防管理者が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 四 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際し、 河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供

五 水防活動の記録及び広報

(河川に関する情報の提供)

第2条 前条第一号に関し、河川管理者は、水防管理団体への情報伝達の方法を定 めるものとする。

(適用)

- 第3条 この確認は、河川管理者が同意した日から適用する。また、内容に疑義が 生じた場合、又は社会情勢の変化等により変更する必要が生じた場合には、河川 管理者と市長は再協議のうえ、適宜変更するものとする。
- 2 市長はこの確認の内容を地域防災計画水防計画編に記載するものとする。前号の変更があった場合には、その変更内容を地域防災計画水防計画編に反映させるものとする。

2. 県と市との協力事項

愛知県知事(以下「河川管理者」という。)と水防管理団体の長である西尾市長(以下「市長」という。)は、水防管理団体が行う水防のための活動に必要な河川管理者の協力事項について、次のとおり確認する。

(河川管理者の協力事項)

- 第1条 河川管理者は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水 防のための活動に次の協力を行う。
- 一 水防管理団体への情報伝達の方法を定め、河川に関する情報を提供する。
- 二水防管理者が行う水防訓練及び水防技術講習会へ参加する。
- 三 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際し、 河川管理者が河川管理施設の応急復旧のために備蓄している土砂その他の資機 材を提供する。
- 四 水害に関する地域住民への啓発を行う。

(河川に関する情報の提供)

第2条 前条第一号に関し、河川管理者は、水防管理団体への情報伝達の方法を定めるものとする。

(適用)

- 第3条 この確認は、河川管理者が同意した日から適用する。また、内容に疑義が生じた場合、又は社会情勢の変化等により変更する必要が生じた場合には、河川管理者と市長は再協議のうえ、適宜変更するものとする。
- 2 市長は、この確認の内容を地域防災計画水防計画編に記載するものとする。前 号の変更があった場合には、その変更内容を地域防災計画水防計画編に反映させる ものとする。

第10章 水防訓練等

第1節 水防訓練

1. 水防訓練の実施要領

水防訓練は、次の項目について十分訓練を行うものとし、特に一般住民を参加させ、水防思想の高揚に努めるものとする。

- (1) 観測(水位、潮位、雨量、風速)
- (2) 通報(電話、無線、インターネット、電子メール、携帯電話、口頭伝達)
- (3) 動員(消防団、居住者、ボランティア)
- (4) 輸送(資器材、人員)
- (5) 工法(水防工法)
- (6) 樋門等の操作
- (7) 避難(避難指示等の放送・伝達、居住者の避難)

2. 水防訓練の実施時期

水防訓練の実施時期は、5月から8月までの間とし、必ず1回以上実施するものとする。

第2節 費用負担と公用負担

1.費用負担

市内の水防に要する費用は、水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体との間の協議によって決める。

また、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要した費用の一部は当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。ただし、その費用の額及び負担の方法は、両者の協議によって決める。

2.公用負担

(1)公用負担権限

水防のため必要があるときは、水防管理者、消防機関の長は次の権限を行使することができる。また、水防管理者等から委任を受けた者は、次のアからエ(イにおける収用を除く)の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ウ 車両、その他運搬用機器の使用
- エ 排水用機器の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けた者にあっては、次のような証明書を携行し、必要な場合にはこれを提示しなければならない。

	公用負担権限証明書
〇 〇 〇 〇 様	
上記の者に したことを証明します。 令和 年 月 日	の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任
	西尾市長□□□□印

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成してその1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

(第 号)	公用負担証
目的別 種類 負担内容 使用	収用 処分等
令和 年 月 日	西尾市長 □□□□印
	河川港湾課長・・・・ □ □ □ 印
〇 〇 〇 〇 様	

3.損失補償

公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価によりその損失を補償する。

第3節 水防報告と水防記録

水防管理者は、水防が終結したときは遅延なく資料編第 10 様式等「水防報告書」により西三河建設事務所西尾支所に報告するものとする。